

# 労働・助成金情報 特急便

第 80 号 (2019 年 4 月)

深川経営労務事務所  
社会保険労務士 深川 順次  
〒812-0014  
福岡市博多区比恵町 11-7-701  
TEL : 092-409-9257  
FAX : 092-409-9258

新しい新年度が始まりました。保険手続きでは、6月と7月に年度更新と算定基礎があります。年に一度の事の為、つつい忘れやすいですが大切な手続きのためご紹介します。今回は年度更新とはどのような手続きなのかをご紹介します。

## <年度更新>

【提出期限】6月1日から7月10日まで

労災保険と雇用保険の2つを合わせて労働保険と呼んでいます。労働保険は、パートタイマー、アルバイト、正社員に関わらず労働者を1人でも雇用していれば労働保険料を納付しなければいけません。労災保険料は事業主が全額負担ですが、雇用保険は事業主と労働者がお互いに負担します。その労働保険料を1年ごとに保険料を計算して、納付することが年度更新です。4月1日から翌年3月31日までが保険年度となっています。手続きを怠ると政府が保険料等の額を決定、または、追徴金を徴収することになります。

年度更新

=

新年度の概算保険料を納付  
するための申告・納付

+

前年度の保険料を精算するた  
めの確定保険料の申告・納付

労働保険料は、事業所で使用している労働者の『賃金総額』に、その事業所に定められた『保険料率』を乗じて算出されます。保険年度の当初に概算で保険料を決めて納付しておき、保険年度末に賃金総額が確定したところで精算をする形になっています。

※賃金総額とは・・・事業主が、その事業所に使用する全ての労働者に支払う賃金の総額をいいます。労働保険では、退職金、結婚祝い金、死亡弔慰金、災害見舞金、出張旅費、宿泊費などは賃金にふくみません。取締役は勤務形態、賃金報酬等の面から見て労働者として雇用関係があると認められる者の役員報酬は賃金に含みません。現物給付では定期券・回数券を含みます。

労働保険料は、労災保険料および雇用保険にかかる保険関係が成立している事業は、労働保険率に雇用保険率を加えた率になります。

労働保険率は55の事業の種類ごとに定められています。

平成30年からは、最高は1000分の88から最低は1000分の2.5の率となっています。

## 労災保険のメリット制

一定規模以上の事業については、個々の事業ごとに3年間に支払われた業務災害に関する保険給付額・特別支給金の額により変化するメリット収支率に応じて労災保険料を上げ下げしています。これによって、事業主の保険料負担の公平を図り、事業主の自主的な労働災害防止努力の高揚に役立っています。

雇用保険率は平成 29 年 4 月 1 日からは下記のようになっています。(今年度も変更ありません)

事業の種類	保険率	事業主負担率	被保険者負担率
一般の事業	9/1000	6/1000	3/1000
農林水産 清酒製造の事業	11/1000	7/1000	4/1000
建設の事業	12/1000	8/1000	4/1000

**一般の事業**・・・農林水産・清酒製造業・建設の事業以外の事業

**農林水産**・・・土地の耕作・開墾、植物の栽植・栽培・採取、伐採の事業。その他農林の事業(園芸サービスは除く)

・動物の飼育、水産動植物の採捕、養殖の事業。その他畜産・養蚕、水産の事業(牛馬の育成、酪農、養鶏、養豚の事業と内水面養殖の事業は除く)

・清酒の製造の事業

**建設の事業**・・・土木・建築その他工作物の建設・改造・保存・現状回復・変更・破壊・解体またはそれらの準備の事業

#### 賃金の集計をする際に事前に確認しておくこと

- 雇用保険を取得すべき被保険者で、取得漏れがないか
- 雇用保険を喪失すべき被保険者で、喪失漏れがないか
- 兼務役員はいないか
- 雇用保険の加入者と雇用保険料を控除している人は一致しているか
- 免除対象高年齢労働者の雇用保険料は免除となっているか
- 兼務役員は労働者分の賃金のみが雇用保険料の対象となっているか

免除対象高年齢労働者とは・・・その年の 4 月 1 日に満 64 歳以上の雇用保険の被保険者

年度更新の手続きを当事務所でされている場合は、労働監督署から送付される申告書と一緒に、2018 年 4 月 1 日から 2019 年 3 月 31 日までの賃金台帳をお送りください。

そして、

- ① 賃金台帳は、パートアルバイト、臨時労働者、日雇労働者問わず。ただし代表取締役は含みません。
  - ② 雇用保険の資格のない方
  - ③ 雇用保険の資格のある方
  - ④ 役員で雇用保険の資格がある方(賃金台帳には役員報酬とわけて表示している)
  - ⑤ 2018 年 4 月 1 日に満 64 歳以上の雇用保険資格のある方
- これら 5 点がわかるようにして頂きます様お願い致します。

概算保険料額が 40 万円以上になる場合、3 回に分けて納付することができます。

口座振替による納付もできます。口座振替ですと、手数料がかからず保険料の引き落としに最大約 2 カ月のゆとりがあり、おすすめです。